

資料提供

(県政)

9月20日に公表した速報値からの変更はありません。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・公営企業資金不足比率 (県内市町等分)の概要(確報)

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・公営企業資金不足比率(確報)の概要をお知らせします。

健全化判断比率・資金不足比率の状況(ポイント)

I. 健全化判断比率

- 令和5年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体はなし。(17年連続)

《実質赤字比率》

- ・県内市町で実質赤字が生じた団体は なし(17年連続)

《連結実質赤字比率》

- ・県内市町で連結実質赤字が生じた団体は なし(17年連続)

《実質公債費比率》

- ・県内市町の実質公債費比率の平均値(加重平均)は 4.1%(前年度 4.4%)
- ・実質公債費比率が18%以上の団体(地方債要許可団体)は なし

《将来負担比率》

- ・県内市町の将来負担比率の平均値(加重平均)は 数値なし(前年度 数値なし)
注1)地方債現在高などの将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されない。
注2)県内市町において、将来負担比率が算定される団体は8団体、算定されない団体は11団体。

II. 資金不足比率

- 令和5年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である事業会計はなし。(4年連続)

《資金不足比率》

- ・資金不足が発生した事業会計は 1会計(58会計中)(4年ぶり)

I. 健全化判断比率

- 令和5年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体はなし。(健全化判断比率の算定開始以来 17 年連続)

[参考] 全国の状況 : 早期健全化基準以上 1団体 (うち財政再生基準以上 1 団体)

※全国の状況は令和6年9月27日付け総務省発表(速報)によるもの(以下、本資料において同じ)。

1. 実質赤字比率

- (1) 県内市町で実質赤字が生じた団体は なし(17 年連続)

[参考] 全国の状況 : 早期健全化基準以上の団体なし 実質赤字額がある団体はなし

実質赤字比率 : 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
(一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 : 財政規模に応じ 11.25%~15%

財政再生基準 : 20%

2. 連結実質赤字比率

- (1) 県内市町で連結実質赤字が生じた団体は なし(17 年連続)

[参考] 全国の状況 : 早期健全化基準以上の団体なし 実質赤字額がある団体はなし

連結実質赤字比率: 一般会計等だけでなく、上水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険事業会計などすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
(全会計の実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 : 財政規模に応じ 16.25%~20%

財政再生基準 : 30%

3. 実質公債費比率

(1) 県内市町の実質公債費比率の平均値(加重平均)は 4.1%(前年度 4.4%)

	令和5年度決算	令和4年度決算	増 減
県平均	4.1%	4.4%	▲0.3 ポイント
市平均	4.0%	4.3%	▲0.3 ポイント
町平均	5.6%	5.7%	▲0.1 ポイント

(2) 実質公債費比率が 18%以上の団体(地方債要許可団体)は なし

令和5年度決算	なし
令和4年度決算	なし

(3) 各団体の前年度との比較では 13団体において改善、4団体において悪化

[参考]全国の状況：早期健全化基準以上 1団体(うち財政再生基準以上 1団体)
市区町村の平均は 5.6%(前年度 5.5%)

<参考>

実質公債費比率が高い団体(高い順に3団体)

令和5年度決算	①栗東市(11.8%)	②甲良町(9.2%)	③湖南市(7.8%)
令和4年度決算	①栗東市(11.8%)	②甲良町(10.3%)	③高島市(8.7%)

実質公債費比率が低い団体(低い順に3団体)

令和5年度決算	①大津市(▲0.4%)	②豊郷町(0.3%)	③近江八幡市(0.4%)
令和4年度決算	①大津市(▲0.5%)	②豊郷町(0.5%)	③近江八幡市(0.7%)

実質公債費比率が上昇(悪化)した団体(上位2団体)

	令和5年度決算	令和4年度決算	増 減
①愛荘町	5.4%	4.5%	0.9 ポイント
②彦根市	7.6%	6.9%	0.7 ポイント

実質公債費比率が低下(改善)した団体(上位2団体)

	令和5年度決算	令和4年度決算	増 減
①東近江市	6.0%	7.3%	▲1.3 ポイント
②高島市	7.5%	8.7%	▲1.2 ポイント

実質公債費比率：借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。(一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準：25%
財政再生基準：35%

4. 将来負担比率

(1) 県内市町の将来負担比率の平均値(加重平均)は **数値なし**(前年度 数値なし)

※地方債現在高などの将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されない。

	令和5年度決算	令和4年度決算	増 減
県平均	—	—	—
市平均	—	—	—
町平均	6.3%	7.2%	▲0.9 ポイント

(2) 各団体の前年度との比較では **4 団体において改善、4 団体において悪化**

[参考]全国の状況 : 早期健全化基準以上の団体なし

市区町村の平均は 6.3%(前年度 8.8%)

<参考>

将来負担比率が高い団体(高い順に3団体)

令和5年度決算	①栗東市(77.4%)	②彦根市(59.0%)	③野洲市(33.8%)
令和4年度決算	①栗東市(86.4%)	②彦根市(56.1%)	③多賀町(31.6%)

将来負担比率が低い(算定されない)団体

令和5年度決算	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、甲良町
令和4年度決算	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、甲良町

将来負担比率が上昇(悪化)した団体(上位2団体)

	令和5年度決算	令和4年度決算	増 減
①守山市	13.4%	—	13.4 ポイント
②野洲市	33.8%	23.2%	10.6 ポイント

将来負担比率が低下(改善)した団体(上位2団体)

	令和5年度決算	令和4年度決算	増 減
①多賀町	17.5%	31.6%	▲14.1 ポイント
②栗東市	77.4%	86.4%	▲9.0 ポイント

将来負担比率 : 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。(地方公社、出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 : 350%

財政再生基準 : 設定なし

Ⅱ. 資金不足比率

- 令和5年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である事業会計はなし。(4年連続)

[参考]全国の状況：経営健全化基準以上 8会計

1. 資金不足比率

(1) 資金不足が発生した事業会計は 1会計(58会計中)(4年ぶり)

※甲賀市 介護老人保健施設事業会計(1.8%)

[参考]全国の状況：資金不足が発生した公営企業会計 43会計

資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
(公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)

経営健全化基準：20%

※ 資金不足比率の対象となる公営企業会計

地方公営企業法の規定の全部または一部を適用する企業に係る特別会計および

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものに係る特別会計

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位:%)

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	令和5年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和4年度決算
	・早期健全化基準:11.25~15% ・財政再生基準:20%		・早期健全化基準:16.25~20% ・財政再生基準:30%		・早期健全化基準:25% ・財政再生基準:35%		・早期健全化基準:350% ・財政再生基準:なし	
大津市	- (11.25)	- (11.25)	- (16.25)	- (16.25)	▲0.4	▲0.5	-	-
彦根市	- (12.00)	- (12.03)	- (17.00)	- (17.03)	7.6	6.9	59.0	56.1
長浜市	- (11.63)	- (11.64)	- (16.63)	- (16.64)	1.0	1.0	-	-
近江八幡市	- (12.51)	- (12.53)	- (17.51)	- (17.53)	0.4	0.7	-	-
草津市	- (11.79)	- (11.85)	- (16.79)	- (16.85)	4.7	5.6	-	-
守山市	- (12.54)	- (12.57)	- (17.54)	- (17.57)	3.7	4.5	13.4	-
栗東市	- (12.74)	- (12.74)	- (17.74)	- (17.74)	11.8	11.8	77.4	86.4
甲賀市	- (12.02)	- (12.03)	- (17.02)	- (17.03)	6.1	6.3	28.2	28.9
野洲市	- (12.86)	- (12.91)	- (17.86)	- (17.91)	7.6	7.7	33.8	23.2
湖南市	- (12.87)	- (12.89)	- (17.87)	- (17.89)	7.8	7.9	-	-
高島市	- (12.61)	- (12.63)	- (17.61)	- (17.63)	7.5	8.7	-	-
東近江市	- (11.74)	- (11.75)	- (16.74)	- (16.75)	6.0	7.3	-	-
米原市	- (12.92)	- (12.94)	- (17.92)	- (17.94)	4.8	5.0	-	-
市平均	-	-	-	-	(5.3) 4.0	(5.6) 4.3	(16.3) -	(15.0) -
日野町	- (14.30)	- (14.32)	- (19.30)	- (19.32)	6.5	6.3	22.8	30.2
竜王町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	4.5	5.3	-	-
愛荘町	- (14.36)	- (14.42)	- (19.36)	- (19.42)	5.4	4.5	32.6	29.3
豊郷町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	0.3	0.5	-	-
甲良町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	9.2	10.3	-	-
多賀町	- (15.00)	- (15.00)	- (20.00)	- (20.00)	6.8	7.1	17.5	31.6
町平均	-	-	-	-	(5.5) 5.6	(5.7) 5.7	(12.2) 6.3	(15.2) 7.2
市町平均	-	-	-	-	(5.3) 4.1	(5.6) 4.4	(15.0) -	(15.0) -

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率の()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表しています。

※ 平均値は、各比率を加重平均(括弧内は単純平均)により求めた数値です。

令和5年度決算に基づく資金不足比率（法適50会計、法非適8会計）

経営健全化基準20%

（単位：％）

特別会計（事業）名	上 水 道	
	令和5年度決算	令和4年度決算
大津市	—	—
彦根市	—	—
近江八幡市	—	—
草津市	—	—
守山市	—	—
栗東市	—	—
甲賀市	—	—
野洲市	—	—
湖南市	—	—
高島市	—	—
東近江市	—	—
米原市	—	—
日野町	—	—
竜王町	—	—
豊郷町	—	—
甲良町	—	—
多賀町	—	—
長浜水道企業団	—	—
愛知郡広域行政組合	—	—

計19（－）

特別会計（事業）名	病 院	
	令和5年度決算	令和4年度決算
彦根市	—	—
長浜市	—	—
近江八幡市	—	—
守山市	—	—
甲賀市	—	—
野洲市	—	—
高島市	—	—
東近江市	—	—

計8（－）

特別会計（事業）名	下 水 道	
	令和5年度決算	令和4年度決算
大津市	—	—
彦根市	—	—
〔下水道事業 農業集落排水	—	—
長浜市	—	—
〔公共下水道 農業集落排水	—	—
近江八幡市	—	—
草津市	—	—
守山市	—	—
栗東市	—	—
〔公共下水道 農業集落排水	—	—
甲賀市	—	—
野洲市	—	—
湖南市	—	—
高島市	—	—
東近江市	—	—
〔下水道事業 農業集落排水	—	—
米原市	—	—
日野町	—	—
〔下水道事業 農業集落排水	該当なし	—
竜王町	—	—
愛荘町	—	—
豊郷町	—	—
甲良町	—	—
多賀町	—	—
〔下水道事業 農業集落排水	—	—

計24（－）

特別会計（事業）名	簡易水道	
	令和5年度決算	令和4年度決算
日野町	該当なし	—

計0（－）

特別会計（事業）名	宅地造成	
	令和5年度決算	令和4年度決算
野洲市	—	—

計1（－）

特別会計（事業）名	市 場	
	令和5年度決算	令和4年度決算
大津市	—	—
東近江市	—	—

計2（－）

特別会計（事業）名	介護サービス	
	令和5年度決算	令和4年度決算
長浜市	該当なし	—
甲賀市	1.8	—
高島市	—	—

計2（1）

特別会計（事業）名	ガ ス	
	令和5年度決算	令和4年度決算
大津市	—	—

計1（－）

特別会計（事業）名	その他	
	令和5年度決算	令和4年度決算
甲賀市	—	—

計1（－）

※資金不足額がない場合は、「—」と表示しています。

※（ ）は資金不足がある会計数を表示しています。

※今後、数値等に変更が生じる場合があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】

・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】

・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可

